

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第六十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年佐賀県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、美容師法施行規則」を「及び美容師法施行規則」に改め、「及び美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。）」を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第七条及び第八条 削除

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号 削除

別記様式第十八号中「ちようふ」を「貼付」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する図鑑等を記載したものに限り）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第一条、第七条、第八条、別記様式第四号及び別記様式第五号の改正規定並びに別記様式第十八号の改正規定（「ちようふ」を「貼付」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。